

令和8年度いばらきグローバルビジネス推進事業（常陸牛プロモーション（米国中部））業務委託にかかる企画提案の公募に関する説明書

令和8年9月2日に公告した令和8年度いばらきグローバルビジネス推進事業（常陸牛プロモーション（米国中部））業務委託の公募及び契約の締結等にあたり必要な手続き等については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

令和8年9月2日

1 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度いばらきグローバルビジネス推進事業（常陸牛プロモーション（米国中部））業務委託

(2) 目的

米国沿岸部では和牛市場が一定程度形成されている一方、中部地域は市場の成長余地が大きく、常陸牛の新たな販路開拓が期待できる地域である。

なかでも、テキサス州は、人口増加や経済成長が続いているほか、古くから食肉文化が根付く地域であることから、特に和牛の需要拡大が期待される。

そのため、当該地域において常陸牛のプロモーション等の取組を行うことで、常陸牛の更なる需要創出および流通拡大を図るほか、常陸牛と併せて他の県産品を PR することで、県産品全体の認知向上を図る。

(3) 委託業務の内容

別紙「令和8年度いばらきグローバルビジネス推進事業（常陸牛プロモーション（米国中部））業務委託仕様書」を参照のこと。

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年11月30日

(5) 見積限度額

金5,000,000円（うち消費税及び地方消費税を含む。）を超えない範囲とする。

なお、この額は事業内容の規模を指示するものであり、予算額・予算要求額・予定価格を示すものではないことに留意すること。

(6) 対象となる経費

別紙「令和8年度いばらきグローバルビジネス推進事業（常陸牛プロモーション（米国中部））業務委託仕様書」を参照のこと。

2 プロポーザルの参加者に要求される資格要件

以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格者名簿に登録されている者（申請中を含む。）であること。又は、資格がない場合でも、過去に国や地方公共団体等が発注する業務の受託実績を有する者であること。
- (2) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けていないものであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。

- (7) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。

3 プロポーザルに関する質疑受付・回答

(1) 質疑の提出方法

質疑・回答書（別紙）により、FAXもしくは電子メールで提出するものとする。なお、質疑を提出したときは、電話等で送付確認を行うこと。

(2) 質疑受付期間

令和 8 年 9 月 2 日（水）（公告日）から令和 8 年 9 月 8 日（火）正午（締切 2 日前）までとする。

(3) 提出先

茨城県営業戦略部県産品販売課

〒301-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電話 029-301-3965 FAX 029-301-2859

電子メール nouyu@pref.ibaraki.lg.jp

(4) 回答方法

質疑は、令和 8 年 9 月 8 日（火）（締切 2 日前）午後 5 時までに FAXもしくは電子メールにより回答する。

なお、回答書の記載事項は、本説明書の追加または修正とみなす。

4 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類及び部数

- ① 企画提案提出書（様式 1） 1 部
- ② 会社・団体概要（様式 2） 1 部
- ③ 資格要件に関する申立書（様式 3） 1 部
- ④ 企画提案書 6 部

以下の事項を記載すること

ア：プロモーションイベント等の実施計画

実施方法及び内容、スケジュール等について記載すること。

イ：事業効果指標（KPI）及び効果測定方法

本事業によって達成を目指す事業効果指標（KPI）を設定し、その設定理由及び効果測定方法について記載すること。

ウ：費用見積額

項目ごとに数量、単位、単価、金額を明記すること。

(2) 提出方法

プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書等を持参、郵送（書留郵便等の配送の記録が分かる方法に限る。）または電子メールによる添付にて提出すること。

(3) 提出先

茨城県営業戦略部県産品販売課

〒301-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電話 029-301-3965 FAX 029-301-2859

(4) 提出期限

令和 8 年 9 月 10 日（木）までとする。

※ただし、企画提案受付時間は、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）郵送の場合は、令和 8 年 9 月 10 日（木）までに到着したものを有効とする。

5 審査方法及び評価項目

- (1) 提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において、下記（2）の評価基準により審査する。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案を特定するための評価項目

評価項目	評価事項
提案内容及び手法	①提案内容の的確性 ②提案内容の独創性 ③提案内容の実現性 ④工程の妥当性 ⑤見積金額の妥当性
会社の運営体制	⑥実施体制の適切性
会社の業務実績	⑦同種又は同類業務の実績

6 その他の留意事項

- (1) 書類等の作成に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (2) プロポーザルの参加に要する経費については、応募者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (3) プロポーザルの審査内容に関しては公表しない。
- (4) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、企画提案書等を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (5) 委託金額については、採用決定後、見積もり合わせにより別途決定する。